

令和3年9月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

相続の手続きと期限 …うっかり忘れるとペナルティやトラブルが

ご家族が亡くなると、死亡届の提出や葬儀の手配・相続財産の遺産分割手続き・不動産の相続登記など様々な手続きを行う必要があります。

今回は、相続に際して必要な主な手続きと期限をご案内したいと思います。

期 限	項 目
7日以内	死亡届の提出
10日以内	厚生年金受給停止の手続き（年金受給権者死亡届）
14日以内	国民年金受給停止の手続き（年金受給権者死亡届）
	国民健康保険証の返却
	介護保険の資格喪失届
	住民票の抹消届
	世帯主の変更届
3か月以内	相続放棄又は限定承認の申述
4か月以内	所得税の準確定申告
10か月以内	相続税の申告
1年以内	遺留分減殺請求
2年以内	葬祭費（国民健康保険・後期高齢者医療）・埋葬費請求（協会けんぽなど）
	高額医療費の請求
	生命保険金の請求
	国民年金の死亡一時金請求（老齢基礎年金等未受給の場合）
5年以内	遺族年金の受給申請
なるべく早く	健康保険証返却（健康保険組合）
	遺言書の有無の確認→自筆証書遺言・秘密証書遺言があった場合は検認
	相続人の確定
	相続財産の調査
	遺産分割協議の開始
	公共料金等の名義変更
速やかに	遺産分割協議書の作成
	不動産の名義変更登記
	預貯金・有価証券等の解約・名義変更